

第25回日韓青少年夏季スポーツ交流 実施要項（案）

＝スポーツ庁国庫補助事業＝ <日韓共同未来プロジェクト>

1. 目的

2002年ワールドカップ・サッカー大会の日韓両国の共同開催決定を機に、幅広い年齢層を対象に各種のスポーツ交流を実施することによって、日韓両国の親善と友好をより一層深め、更には両国のスポーツの振興を図ることを目的とする。

2. 交流方式

日韓両国の団員が互いの国を訪問し、様々な交流を行う相互交流方式。

3. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会

4. 共催（予定）

公益財団法人広島県体育協会、公益財団法人香川県スポーツ協会
公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人日本バレーボール協会
公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人日本卓球協会
公益財団法人日本バドミントン協会、公益財団法人日本中学校体育連盟

5. 後援（予定）

6. 実施競技・人数

5競技／日韓両国選手団共通（各競技別の人数構成は以下のとおり）

競技	サッカー	バレーボール	バスケットボール	卓球	バドミントン	本部役員	合計
小学生(男子)	20	12	12	6	6	—	56
小学生(女子)	—	12	12	6	6	—	36
中学生(男子)	20	12	12	6	6	—	56
中学生(女子)	—	12	12	6	6	—	36
指導者(小学生)	2	3	3	3	3	—	14
指導者(中学生)	2	3	3	2	2	—	12
本部役員	—	—	—	—	—	8	8
合計	44	54	54	29	29	8	218

7. 交流内容

【派遣交流】

(1) 期間 2021年8月3日（火）～9日（月）7日間

(2) 日本選手団：218名

1) 選手：184名

① 派遣実施都道府県

府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

※但し、上記条件において参加者が定員に満たない場合に限り、日本スポーツ協会及び派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が協議の上、参加者を決定することができる。

② 2021年4月1日現在、小学校5・6年生および中学生

※但し、上記条件において参加者が定員に満たない場合に限り、日本スポーツ協会と協議の上、小学校4年生を参加者とするすることができる。

③ 国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者

2) 指導者：26名

① 派遣実施都道府県

体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

② 年齢は40歳程度までの者が望ましい。

③ 国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動を有する者

④ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が望ましい。

- 3) 本部役員：8名
① 日本スポーツ協会役員、評議員、委員会委員および職員
② 受入実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

(3) 会場 大韓民国 全羅北道

(4) 経費

- 1) 日本選手団参加料：1人一万円
- 2) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。
 - ・指定集合・離散場所と国内利用空港（宿舎）間の交通費
 - ・前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
 - ・渡航費
 - ・海外旅行保険の加入に係る経費
 - ・日本選手団ユニフォーム作成費（競技用ユニフォームは各自手配すること）など交流にかかる経費
- 3) 以下の経費は大韓体育会が負担する。
 - ・日本選手団の韓国滞在に係る宿泊・食事・国内移動等の経費
- 4) 以下の経費は参加者が負担する。
 - ・自宅から派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が指定する集合解散場所までの移動経費
 - ・パスポートの取得に関する経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）

【受入交流】

(1) 期間 2021年8月11日（水）～17日（火）7日間

(2) 韓国選手団（218名）

- | | |
|---------------------------|------|
| 1) 韓国の初等部、中等部（11歳～15歳）の生徒 | 184名 |
| 2) 韓国指導者 | 26名 |
| 3) 韓国本部役員 | 8名 |

(3) 日本選手団：218名

- 1) 選手：184名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。
- 2) 指導者：26名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。
- 3) 本部役員：8名
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする。

(4) 会場 日本 広島県

(5) 経費

- 1) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。
なお、交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入交流実施都道府県体育・スポーツ協会に委託し、経費処理の要項は別に定める。
 - ・両国選手団の宿泊費・食事経費
 - ・両国選手団の公式プログラム中の移動経費
 - ・文化探訪等施設入場料等
 - ・各種レセプション・関係会議開催経費
 - ・競技会の運営・使用に係る経費
 - ・その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費
- 2) 以下の経費は参加者が負担する。
 - ・自宅から受入実施都道府県体育・スポーツ協会が定める集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
 - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）